

令和 5 年度

定期監査結果について

(令和 5 年11月～令和 6 年 9 月実施)

令和 7 年 3 月

山形県監査委員事務局

目 次

第1 監査の概要

1 監査の種類	1
2 監査の範囲及び目的	1
3 監査の実施方法	1
4 監査の着眼点及び重点監査項目	1
5 対象機関の数	2
6 監査実施期間	3
7 監査の執行者	3

第2 監査結果の概要

1 監査結果の処理	3
2 指摘・注意事項の件数	3
3 指摘・注意事項の内容並びに発生要因	5
4 部局別状況	8
5 重点監査項目の監査結果	9
6 財務事務の適正執行に向けて	9

第3 部局別監査結果

1 総務部	10
2 みらい企画創造部	11
3 防災くらし安心部	11
4 環境エネルギー部	12
5 しあわせ子育て応援部	13
6 健康福祉部	14
7 産業労働部	15
8 観光文化スポーツ部	17
9 農林水産部	17
10 県土整備部	19
11 会計局	21
12 村山総合支庁	21
13 最上総合支庁	22
14 置賜総合支庁	22
15 庄内総合支庁	23
16 東京事務所	24
17 企業局	24
18 病院事業局	25
19 県議会	27
20 教育委員会	27
21 警察本部	34
22 その他委員会等	35

第1 監査の概要

山形県監査委員監査基準（令和2年3月山形県監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び定期監査実施要綱（平成10年4月監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

3 監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第5に基づき事務局職員による予備監査を行い、その後、同要綱第4に基づき監査委員による本監査を行った。

（1）予備監査

事務局職員が監査対象機関（以下「対象機関」という。）に出向き、監査調書を基に対象機関の職員から説明を聴取するとともに、関係書類や帳簿を検査し、必要に応じて資料の提出を求めて検分する方法により行った。

（2）本監査

監査委員が対象機関に出向き、監査調書の内容や事務事業の実態を調査し、併せて対象機関の所属長等から説明を聴取する方法により行った。ただし、監査実施計画において書面監査により実施することとしている対象機関の本監査は、監査調書等を基に書面監査を行った。

また、実地監査にあたっては、監査の効率的な実施及び対象機関の負担軽減を図るため、一部対象機関においてデジタル技術を活用したオンラインサービス（web監査）により実施した。

4 監査の着眼点及び重点監査項目

監査の実施にあたっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点も含めて確認を行うとともに、「財務事務の適正な執行に向けた取組状況」を重点監査項目に位置づけ、各対象機関から聴取を行った。

5 対象機関の数

表 1 (部局別の対象機関数及び実施機関数)

(単位：機関)

部 局	対象機関数	実施機関数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
総務部	10	10	10	－
みらい企画創造部	7	7	4	3
防災くらし安心部	7	7	4	3
環境エネルギー部	6	6	2	4
しあわせ子育て応援部	8	8	5	3
健康福祉部	14	14	10	4
産業労働部	15	15	12	3
観光文化スポーツ部	4	4	3	1
農林水産部	21	21	17	4
県土整備部	14	14	14	－
会計局	1	1	1	－
村山総合支庁	4	4	4	－
最上総合支庁	4	4	4	－
置賜総合支庁	4	4	4	－
庄内総合支庁	4	4	4	－
東京事務所	1	1	1	－
企業局	6	6	4	2
病院事業局	5	5	5	－
県議会	1	1	1	－
教育委員会	74	74	38	36
警察本部	15	15	4	11
その他委員会等	3	3	3	－
合 計	228	228	154	74

(注 1) 組織改編による異動があった機関は、組織改編後の部局で整理している。

(注 2) 防災くらし安心部は、消費生活・地域安全課に消費生活センターを含めている。

(注 3) しあわせ子育て応援部は、福祉相談センターに中央児童相談所、女性相談支援センター及び女性自立サポートハウス並びに健康福祉部の身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を含めている。

(注 4) 総合支庁は、部を 1 対象機関としている。

(注 5) 会計局は、2 課で 1 対象機関としている。

(注 6) 企業局は、本局の 3 課で 1 対象機関としている。

(注 7) 県議会は、2 課 1 室で 1 対象機関としている。

(注 8) 警察本部は、本部の各部及び警察学校で 1 対象機関としている。

(注 9) その他委員会等とは、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局である。

6 監査実施期間

令和5年11月15日から令和6年9月3日まで

7 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	奥	山	誠	治
	同	高	橋	啓
	同	松	田	義
	同	海	老	名
		信	乃	

第2 監査結果の概要

1 監査結果の処理

監査の結果については、実施要綱第9に基づき、対象機関の長に対し監査結果所見書を交付し、この中で、是正又は改善を要すると認められるものについては、次の区分により指摘事項又は注意事項とした。

なお、指摘事項に係る処理状況又は改善方針については、文書で回答を求めた。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反し重大と認められるもの
- イ 著しく妥当性を欠くと認められるもの
- ウ 予算目的に反する行為をしたもの
- エ 経済性、効率性、有効性等の観点から、明らかに改善を要すると認められるもの
- オ 前年度会計の監査において指摘又は注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの
- カ その他指摘することが適当と認められるもの

(2) 注意事項

- ア 指摘事項には至らないが、さらに的確な事務事業の執行等を促す必要があると認められるもの
- イ その他注意することが適当と認められるもの

2 指摘・注意事項の件数

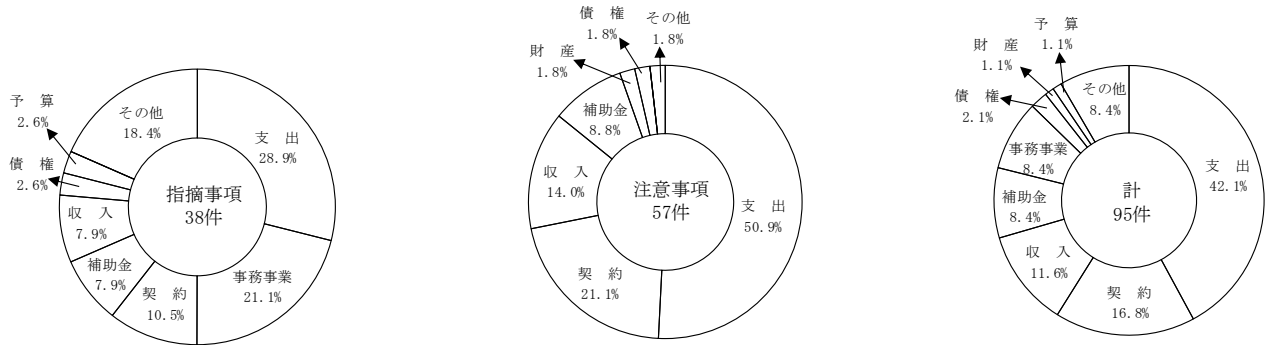
定期監査の結果、指摘事項又は注意事項として是正又は改善を要すると認められたものは95件であり、前年度の121件から26件減少した。事務の区分では、「支出事務」が40件で最も多く、次いで「契約事務」が16件であった。

表 2 (定期監査における指摘・注意事項)

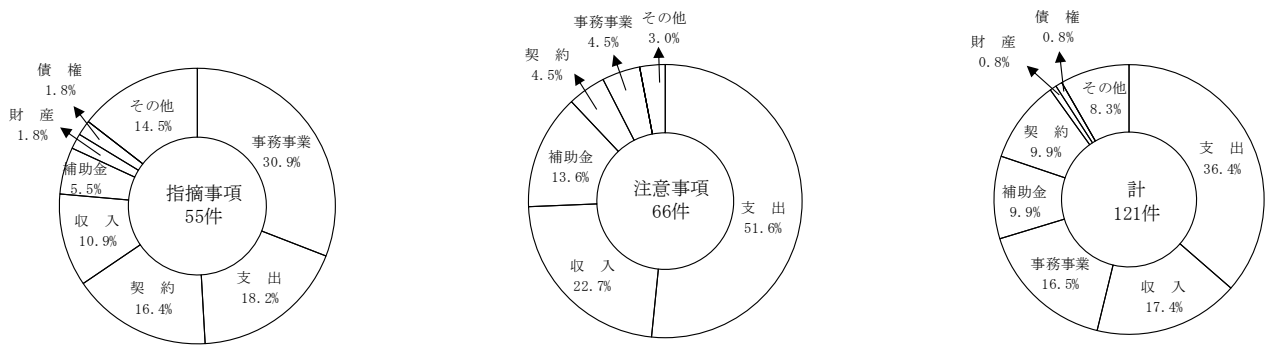
(単位：件)

区 分	令和 5 年度			令和 4 年度			増減		
	指摘	注意	計	指摘	注意	計	指摘	注意	計
支 出 事 務	11	29	40	10	34	44	1	△ 5	△ 4
契 約 事 務	4	12	16	9	3	12	△ 5	9	4
収 入 事 務	3	8	11	6	15	21	△ 3	△ 7	△ 10
事務事業の執行管理	8	-	8	17	3	20	△ 9	△ 3	△ 12
補助金等交付事務	3	5	8	3	9	12	0	△ 4	△ 4
債 権 管 理 事 務	1	1	2	1	-	1	0	1	1
予 算 執 行 等	1	-	1	-	-	-	1	0	1
財 産 管 理	-	1	1	1	-	1	△ 1	1	0
その他（前回監査の指摘事項等の改善が適切でないもの）	7	1	8	8	2	10	△ 1	△ 1	△ 2
計	38	57	95	55	66	121	△ 17	△ 9	△ 26

(令和 5 年度)



(令和 4 年度)



3 指摘・注意事項の内容並びに発生要因

(1) 指摘・注意事項の内容

ア 支出事務 (40件)

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 請求書を受理しているにもかかわらず、契約書等に定める期限内に支払をしていないもの	4	9	13
(イ) 請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの	3	4	7
(ウ) 諸手当や赴任旅費の算定を誤ったものなど、報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費の支給が適切でないもの	-	7	7
(エ) 旅費の支払が遅延していたものが相当数あるもの	1	4	5
(オ) その他（支払先を誤って支出したことにより追給及び返納の是正を行ったもの、支払事務の遅延により延滞金等を発生させたもの など）	3	5	8
計	11	29	40

イ 契約事務 (16件)

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 契約書を未作成又は記載内容に不備があるもの	-	5	5
(イ) 入札後に落札決定を取り消し又は入札を取り止めたものの	2	2	4
(ウ) 契約保証金を徴すべきところ徴していないものや、保証期間の変更手続きが行われていないものなど、契約保証金徴収等の事務が不適切だったもの	1	2	3
(エ) その他（競争入札に付すべきところ随意契約を行っているもの、債務の履行確認が適切でないもの など）	1	3	4
計	4	12	16

ウ 収入事務 (11件)

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 調定額を誤って調定を行ったものや、調定手続きが調定すべき日から3箇月を超えて遅延したものなど、収入の調定が適切でないもの	2	4	6
(イ) 納入通知の発行が遅延したものなど、収入事務が適切でないもの	1	4	5
計	3	8	11

エ 事務事業の執行管理（８件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) ３年連続で財務会計事務の誤りが繰り返されたものなど、執行管理体制が適切でないもの	7	-	7
(イ) 生活保護費の追給又は返納が必要なものを含む不適正な事務処理を多数行ったもの	1	-	1
計	8	-	8

オ 補助金等交付事務（８件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が３箇月以上になったものなど、補助金等の交付事務が遅延したもの	2	3	5
(イ) 額の確定にかかる通知を行っていないものや、変更交付申請がないにもかかわらず変更交付決定を行っているものなど、要綱等に定める手続を行っていないもの	-	2	2
(ウ) その他（補助事業にかかる実績報告書の確認が不十分なもの）	1	-	1
計	3	5	8

カ 債権管理事務（２件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 催告などの債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもの	1	-	1
(イ) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不能欠損処分を行わないなど、不能欠損処分が適切でないもの	-	1	1
計	1	1	2

キ 予算執行等（１件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 配当替のあった予算全額を執行しなかったもの	1	-	1
計	1	-	1

ク 財産管理（１件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア) 財産台帳の記載が著しく滞っているもの	-	1	1
計	-	1	1

ケ その他（前回の指摘事項等の改善が適切でないもの）（8件）

内 容	指摘	注意	合計
(ア)請求書の催促等適切な事務を行わず、未請求を理由に検査完了日から2箇月を超えて支払をしていないもの	2	-	2
(イ)給料、諸手当の支給が適切でないもの	1	1	2
(ウ)支払期限内に支払いをしていないもの	1	-	1
(エ)補助金等の交付事務が適切でないもの	1	-	1
(オ)旅費の支払が遅延していたものが相当数あるもの	1	-	1
(カ)調定手続が遅延したもの	1	-	1
計	7	1	8

前回監査（令和4年度対象）において指摘等がなされた事項について、令和5年度も同様の不適正な事務処理を行っていたもの

（2）発生要因

不適正な事務処理の発生要因について対象機関から聴き取り等を行ったところ、

ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま、誤った判断の下に事務処理を行ってしまったこと

イ 決裁過程における業務管理者等による組織的なチェックや処理期限の共有など進捗管理が徹底されていなかったこと

などが挙げられた。

主な事例は次のとおりである。

ア 関係規程等に対する理解が不十分なまま処理が行われているもの

- ・ 期末・勤勉手当等の各種手当の手続に関する理解が不十分だったことにより、手当の支給額や支給時期を誤り、追給や返納を要したもの
- ・ 契約保証金の徴収免除規定に関する理解が不十分だったことにより、契約保証金を徴すべきところ、免除できるものと判断し徴していないもの
- ・ 補助金の交付要綱に関する理解が不十分だったことにより、変更交付申請がないにもかかわらず変更交付決定を行っているもの

など

イ 組織的なチェックや進捗管理が徹底されていなかったもの

- ・ 人事異動時の業務の引継等が不十分であったため、転入者の失念等により収入や支出等の手続が遅延したもの
- ・ 休暇取得等の不在職員が担当する事務について、組織で進捗状況が共有されていなかったため、収入や支出等の手続が遅延したもの
- ・ 決裁過程における決裁権者ほか各査閲者の確認が不十分だったことにより、競争入札に付すべきところ随意契約としたもの
- ・ 決裁権者において事務の進捗管理を把握していなかったため、補助金の交付事務が遅延したもの

など

4 部局別状況

指摘・注意事項の件数を部局別にみると、教育委員会が29件(30.5%)で最も多く、次いで庄内総合支庁が8件(8.4%)、総務部と病院事業局が7件(7.4%)となっている。

1機関あたりの件数を令和4年度と比較すると、5部局等で増加、12部局等で減少している。

表3 (指摘事項及び注意事項の部局別状況)

(単位：件)

部 局	令和5年度			令和4年度			増減		
	対象 機関 数	指摘 注意 件数	1対象 機関 あたりの 件数	対象 機関 数	指摘 注意 件数	1対象 機関 あたりの 件数	対象 機関 数	指摘 注意 件数	1対象 機関 あたりの 件数
総務部	10	7	0.7	10	－	0.0	－	7	0.7
みらい企画創造部	7	－	0.0	7	1	0.1	－	△1	△0.1
防災くらし安心部	7	3	0.4	7	1	0.1	△1	2	0.3
環境エネルギー部	6	3	0.5	6	5	0.8	－	△2	△0.3
しあわせ子育て応援部	8	1	0.1	8	11	1.4	－	△10	△1.3
健康福祉部	14	2	0.1	14	10	0.7	△1	△8	△0.6
産業労働部	15	6	0.4	15	4	0.3	－	2	0.1
観光文化スポーツ部	4	1	0.3	4	－	0.0	－	1	0.3
農林水産部	21	6	0.3	22	6	0.3	△1	－	－
県土整備部	14	4	0.3	14	5	0.4	－	△1	△0.1
会計局	1	－	0.0	1	－	0.0	－	－	－
村山総合支庁	4	6	1.5	4	8	2.0	－	△2	△0.5
最上総合支庁	4	3	0.8	4	5	1.3	－	△2	△0.5
置賜総合支庁	4	3	0.8	4	4	1.0	－	△1	△0.2
庄内総合支庁	4	8	2.0	4	9	2.3	－	△1	△0.3
東京事務所	1	－	0.0	1	－	0.0	－	－	－
企業局	6	2	0.3	6	4	0.7	－	△2	△0.4
病院事業局	5	7	1.4	5	8	1.6	－	△1	△0.2
県議会	1	－	0.0	1	－	0.0	－	－	－
教育委員会	74	29	0.4	75	39	0.5	△5	△10	△0.1
警察本部	15	4	0.3	15	1	0.1	－	3	0.2
その他委員会等	3	－	0.0	3	－	0.0	－	－	－
合 計	228	95	0.4	230	121	0.5	△ 8	△ 26	△0.1

(注) 1対象機関あたりの件数は小数点第2位を四捨五入している。

5 重点監査項目の監査結果

前年度定期監査において、同種の事務について不適正な事務処理が複数年続けて発生した事案が増加したことから、「財務事務の適正な執行に向けた取組状況」を重点監査項目に位置づけ、内部統制の整備・運用状況の確認と併せて、各機関における再発防止策の取組等についても聴取を行った。

その結果、おおむね、内部統制リスク対応策実施状況評価シートを活用することなどとして、より適正な事務が行われるよう取り組んでいる状況が確認された。

6 財務事務の適正執行に向けて

令和5年度の定期監査では、指摘等の件数が前年度から26件減少の95件となり、1機関あたりの件数も5部局等で増加したものの12部局等で減少した。

こうした状況を踏まえ、財務事務の適正執行に向けて、次のような取組が求められる。

(1) 所属長による適切なマネジメント

人事異動等により未経験の事務を担当した職員が、年度当初の時期等に、所属において十分な説明等を受けられず、不適正な事務処理が発生している事例もあり、平易で理解しやすい事務処理マニュアルの整備や、事務処理上の指導助言を行う部署を適切に活用することも有効な対策である。

所属長は職員の状況を常に確認しながら適切なマネジメントを行い、職員同士のコミュニケーションを活性化させて風通しの良い職場風土を醸成し、進捗状況の共有や、協力体制の強化などに取り組まなければならない。

(2) 内部統制の実効性の向上

令和2年度から知事部局において内部統制が本格施行され、他の任命権者においても同様の取組が行われる中、制度の定着が進んできている。一方で、内部統制実施結果報告書に記載のない不適正な事務処理も散見されており、引き続き制度の浸透を図る必要がある。

多くの機関では、不適正な事務処理の再発防止策として「チェックリストの作成、見直し」や「ダブルチェックの徹底」を挙げているが、これらの対策を形骸化させることなく、有効に機能させていくことが重要である。

第3 部局別監査結果

1 総務部（監査対象 10機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
秘書課	実地	令和6年8月2日	奥山委員	—
広報広聴推進課	実地	令和6年8月2日	奥山委員	—
人事課	実地	令和6年8月2日	奥山委員	—
職員育成センター	実地	令和6年2月7日	高橋委員	海老名委員
働き方改革実現課	実地	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
総務厚生課	実地	令和6年9月2日	奥山委員	松田委員
財政課	実地	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
			高橋委員	海老名委員
高等教育政策・学事文書課	実地	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
管財課	実地	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
税政課	実地	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員

<指摘事項>

ア 事務事業

（ア）執行管理体制が適切でないもの

（内容）

個人事業税の納税通知書・領収証書・納付書・領収済通知書（4連出力）のうち、領収証書及び納付書の合計金額が「合計欄」ではなく「延滞金」の位置に印字されていたもの 対象者 5,367 名

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

システム改修の際には、印字結果の妥当性について、委託業者と業務主任者が対面方式でダブルチェックを行うほか、テスト印字による確認と複数人でのチェックを徹底し、再発防止に努める。

イ 契 約

（ア）随意契約の要件に該当しないもの

（内容）

競争入札に付すべきところ、随意契約を行っているもの

木質ペレットの購入（単価契約）

予定価格 1,650,000 円

契約年月日 令和5年6月5日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約事務手順に係るチェックシートを作成し、契約方法の判断については、積算基礎及び予定価格と地方自治法施行令第167条の2及び山形県財務規則第127条の2を照らし合わせ、複数名で確認できる体制を整備した。

<注意事項>

ア 支 出

（ア）請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの

イ 契 約

(ア) 年度毎業務完了報告書の提出を受けておらず、債務の履行確認が不十分なもの

2 みらい企画創造部 (監査対象 7 機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
企画調整課	書面	令和 6 年 7 月 25 日	奥山委員	松田委員
市町村課	書面	令和 6 年 7 月 25 日	奥山委員	松田委員
移住定住・地域活力創生課	書面	令和 6 年 7 月 25 日	奥山委員	松田委員
国際人材活躍・コンベンション誘致推進課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	奥山委員	—
総合交通政策課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	奥山委員	—
D X 推進課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	奥山委員	—
統計企画課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	奥山委員	—

<指摘・注意事項なし>

3 防災くらし安心部 (監査対象 7 機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
防災危機管理課	実地	令和 6 年 8 月 30 日	松田委員	—
消防救急課	実地	令和 6 年 8 月 20 日	奥山委員	松田委員
消防学校	書面	令和 5 年 12 月 20 日	松田委員	—
消費生活・地域安全課	書面	令和 6 年 7 月 25 日	奥山委員	松田委員
食品安全衛生課	書面	令和 6 年 7 月 25 日	奥山委員	松田委員
置賜食肉衛生検査所	実地	令和 5 年 12 月 11 日	海老名委員	—
庄内食肉衛生検査所	実地	令和 5 年 12 月 6 日	奥山委員	松田委員

<指摘事項>

ア 支 出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

前金払の賃借料について、年度を超えて支払が遅延しているもの

防災行政無線白鷹山中継局敷地の賃借料 (令和 5 年度分)

支出額 1,242円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

借受財産管理状況表及び財務システムにより、借受財産の一覧表を作成し、担当間で共有し、複数体制で進捗状況を確認する。あわせて、担当者の異動に伴う後任者への引継ぎにおいても、確実に伝達する。また、5 月までに相手方から請求書の提出がない場合は、適切に提出の催促を行い、賃借料の支払いを行うこととする。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

a 支払期限から 3 箇月を超えて遅延し、次年度予算から支出しているもの

一般需用費（航空関係告示集追録）

請求書受理日 令和5年1月30日

支払期限 令和5年2月13日

支払日 令和5年7月7日

支出額 3,707 円

b 支払期限内に支払をしていないもの 2件 合計 76,296 円

主な事例は以下のとおり

一般需用費（救助靴6足）

請求書受理日 令和5年12月22日

支払期限 令和6年1月5日

支払日 令和6年2月26日

支出額 72,600 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

追録の同封物の確認が漏れたことにより支払いが遅延したことから、追録が届いた場合の処理マニュアルを作成し、全事務員及び防災危機管理課庶務担当、消防救急課担当で共有するとともに、郵便物の職員による収受を徹底することとした。また、週1回、納品受付をしていない追録がないか保管場所を確認することとした。

担当者が所属アドレスに送信された請求書を確認できず、支払が遅延したことから、担当者だけでなく複数の隊員や消防防災航空主幹による確認を行うこととし、さらに朝夕のミーティング等で随時注意喚起を行うこととした。

イ 債 権

(ア) 未収金等の債権の管理が適切でないもの

(内容)

催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、3万円以上のもの

雑入（防災行政無線保守管理負担金）

納期限 令和5年12月25日

納入日 令和6年3月15日

金額 373,664 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

収納状況一覧表及び財務システムにより、収納状況について確認する際、担当者だけでなく、複数体制で確認する。また、納期限までに納付しないものがあるときは、適切に督促を行い、複数体制で進捗状況を確認する。

4 環境エネルギー部（監査対象 6 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
環境企画課	書面	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
環境科学研究センター	実地	令和5年12月1日	高橋委員	海老名委員
エネルギー政策推進課	書面	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
水大気環境課	実地	令和6年7月30日	高橋委員	海老名委員
循環型社会推進課	書面	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員
みどり自然課	書面	令和6年7月25日	高橋委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

契約書の規定に基づかず、月ごとに行うべき代金の支払をしていないもの

タブレット型パソコン用 SIM カード及びデータ通信サービス提供業務（令和 5 年 4 月から 8 月分）

請求書受理日 令和 5 年 9 月 22 日

支払日 令和 5 年 10 月 3 日

支出額 46,200 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

新たに作成した「支払事務執行一覧表」により、新規事業を含む全ての支払い事務を可視化した。

事務主任者及び業務統括者は、支払事務執行一覧表及び事務執行チェックシートを毎月確認し、請求書の提出漏れ及び支払い事務の遅延が発生しないよう進捗を管理する体制とした。

<注意事項>

ア 契約

(ア) 債務の履行確認を債務の履行を完了した旨の通知を受けた日から 10 日を超えて行っていないもの

イ 補助金

(ア) 実績報告日から額の確定日までの期間が 2 箇月以上のもの

5 しあわせ子育て応援部（監査対象 8 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
しあわせ子育て政策課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	高橋委員	海老名委員
子ども成育支援課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	高橋委員	海老名委員
子ども家庭福祉課	実地	令和 6 年 8 月 2 日	高橋委員	海老名委員
福祉相談センター	実地	令和 6 年 1 月 11 日	奥山委員	松田委員
庄内児童相談所	書面	令和 5 年 11 月 28 日	高橋委員	海老名委員
鶴岡乳児院	書面	令和 5 年 11 月 28 日	高橋委員	海老名委員
朝日学園	書面	令和 6 年 2 月 27 日	高橋委員	海老名委員
多様性・女性若者活躍課	実地	令和 6 年 8 月 20 日	高橋委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 補助金

(ア) 補助金等の交付事務が適切でないもの

(内容)

交付申請日から交付決定日までの期間が 3 箇月以上のもの

令和 5 年度山形県ひとり親家庭生活応援給付金等事業費補助金

交付申請日 令和 6 年 2 月 15 日

交付決定日 令和 6 年 5 月 31 日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

事業計画書（交付申請書）について、提出があった市町村については、リストを作成し、これに基づき、随時進捗を確認しながら事務を行う。提出がない市町村についても、念のためリマインドメールを送信し、提出漏れがないか確認するとともに、その回答についても、複数の職員（2名）に送信してもらい、提出（申請）漏れを防ぐ。

また、これまで同様引き続き、補助金の一連の事務について、各事業で作成するチェックシートを活用し、担当者は、随時、事業の進捗を入力することを徹底する。

6 健康福祉部（監査対象 14機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
健康福祉企画課	実地	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
衛生研究所	書面	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
医療政策課	実地	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
地域福祉推進課	実地	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
がん対策・健康長寿日本一推進課	実地	令和6年8月27日	高橋委員	海老名委員
高齢者支援課	実地	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
障がい福祉課	実地	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
こども医療療育センター	実地	令和6年1月11日	奥山委員	松田委員
こども医療療育センター庄内支所	実地	令和5年11月15日	高橋委員	海老名委員
最上学園	実地	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
やまなみ学園	実地	令和5年12月11日	海老名委員	—
鳥海学園	書面	令和5年12月20日	海老名委員	—
知的障がい者更生相談所庄内支所	書面	令和5年11月28日	高橋委員	海老名委員
精神保健福祉センター	書面	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員

<指摘事項>

ア その他

（ア）前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

（内容）

補助金等の交付事務が適切でないもの

交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

令和5年度山形県低所得世帯の冬の生活応援事業費補助金

交付申請日 令和5年11月10日

交付決定日 令和6年1月22日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

適正な事務処理に向けて、今回の指摘を受け、担当内のチェック体制を強化している。具体的には、当該事業に係る市町村等への連絡については、業務管理者もメール送信先に加え、複数人での業務管理の徹底を図るとともに、当該事業の実施にあたっては、当該指摘事業について課長も含め、担当、業務管理者及び業務総括者の意識の共有及びチェック体制の確認を行っており、事務執行の管理体制の強化を図っている。

<注意事項>

ア 収 入

(ア) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

7 産業労働部 (監査対象 15機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
産業創造振興課	実地	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
大阪事務所	実地	令和6年6月12日	奥山委員	松田委員
名古屋事務所	実地	令和6年6月11日	奥山委員	松田委員
産業技術イノベーション課	実地	令和6年7月30日	高橋委員	海老名委員
工業技術センター	実地	令和6年1月24日	奥山委員	松田委員
工業技術センター置賜試験場	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
工業技術センター庄内試験場	書面	令和5年12月20日	海老名委員	—
高度技術研究開発センター	書面	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
商業振興・経営支援課	実地	令和6年7月30日	高橋委員	海老名委員
県産品・貿易振興課	実地	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
雇用・産業人材育成課	実地	令和6年8月2日	高橋委員	海老名委員
産業技術短期大学校	実地	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
産業技術短期大学校庄内校	実地	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
山形職業能力開発専門学校	実地	令和6年2月8日	松田委員	—
庄内職業能力開発センター	実地	令和5年11月15日	高橋委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 収 入

(ア) 収入の調定が適切でないもの

(内容)

a 調定手続が、調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの

県産業創造支援センター自動販売機設置場所貸付料(2階休憩ホール西側)

調定すべき日 令和5年4月1日

調定日 令和6年6月10日

調定額 242,000円

b 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

3件 合計 356,400円

主な事例は以下のとおり

県産業創造支援センター自動販売機設置場所貸付料(1階ロビー西側)

調定すべき日 令和5年4月1日

調定日 令和6年6月10日

調定額 57,200円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

所管する業務の全ての収入について、事務処理の実施状況を確認する「チェックシート」を新たに作成し、業務総括者をはじめ課内複数人によるチェック機能が働く体制とした。

イ 支 出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの 5件 合計 1,765,362円

主な事例は以下のとおり

灯油（令和5年7月分）

検査日	令和5年7月26日
請求書受理日	令和5年12月21日
支払日	令和6年1月16日
支出額	527,340円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの 4件 合計 631,154円

主な事例は以下のとおり

灯油（令和5年10月分）

検査日	令和5年10月16日
請求書受理日	令和5年12月21日
支払日	令和6年1月16日
支出額	31,416円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

課内の事務の進捗管理や課員の抱える課題の早期発見・解決のため、支出が予定される経費の支出時期、金額等を各担当が洗い出し記載した一覧表（支出管理表）を作成した。

また、これのメンテナンスを定期的に行い、課内回覧し、必要に応じ相互に声かけ等を行うことで、支払い事務の状況を課全体で把握し、進捗管理を行う体制とした。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの

A重油（令和5年7月分）

検査日	令和5年7月3日
請求書受理日	令和5年12月21日
支払日	令和6年1月16日
支出額	871,200円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないもの

A重油（令和5年10月分）

検査日	令和5年10月4日
請求書受理日	令和5年12月21日
支払日	令和6年1月16日
支出額	904,200円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

課内の事務の進捗管理や課員の抱える課題の早期発見・解決のため、支出が予定される経費の支出時期、金額等を各担当が洗い出し記載した一覧表（支出管理表）を作成した。

また、これのメンテナンスを定期的に行い、課内回覧し、必要に応じ相互に声かけ等を行うことで、支払い事務の状況を課全体で把握し、進捗管理を行う体制とした。

ウ 補助金

（ア）補助金等の交付事務が適切でないもの

（内容）

補助事業に係る実績報告書の確認が不十分な 100 万円以上のもの 3 件 合計 5,959,233 円

主な事例は以下のとおり

令和 5 年度山形県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金

誤確定額 8,852,466 円

正確定額 6,692,466 円

要返納額 2,160,000 円

納入日 令和 6 年 5 月 9 日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

補助金額の額の確定を行い、補助金を交付する際は、課内複数人により十分に確認を行いチェック機能が働く体制とした。

<注意事項>

ア 支出

（ア）請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から 2 箇月を超えてしていないもの

（イ）正当な理由もなく、旅行の最終日から 2 箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

8 観光文化スポーツ部（監査対象 4 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
観光交流拡大課	実地	令和 6 年 8 月 30 日	高橋委員	海老名委員
スポーツ振興課	実地	令和 6 年 8 月 30 日	高橋委員	海老名委員
県民文化芸術振興課	実地	令和 6 年 8 月 30 日	高橋委員	海老名委員
博物館	書面	令和 6 年 3 月 14 日	高橋委員	海老名委員

<注意事項>

ア その他

（ア）前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

9 農林水産部（監査対象 21 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
農政企画課	実地	令和 6 年 8 月 23 日	奥山委員	松田委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
農林大学校	実地	令和6年6月20日	奥山委員	松田委員
農業経営・所得向上推進課	実地	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農産物販路開拓・輸出推進課	実地	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農業技術環境課	実地	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
農業総合研究センター	実地	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター園芸農業研究所	実地	令和6年6月20日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター水田農業研究所	実地	令和6年6月17日	高橋委員	海老名委員
農業総合研究センター畜産研究所	実地	令和6年6月20日	奥山委員	松田委員
農業総合研究センター養豚研究所	実地	令和6年6月17日	奥山委員	松田委員
病虫害防除所	実地	令和6年1月11日	高橋委員	海老名委員
病虫害防除所庄内支所	書面	令和6年6月14日	奥山委員	松田委員
園芸大国推進課	実地	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
畜産振興課	実地	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
水産振興課	実地	令和6年8月27日	奥山委員	松田委員
水産研究所	書面	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
内水面水産研究所	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
農村計画課	実地	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
農村整備課	実地	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
森林ノミクス推進課	実地	令和6年8月23日	奥山委員	松田委員
森林研究研修センター	書面	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員

<指摘事項>

ア 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの

一般需用費（試験研究用資材（コーキングガンほか）の購入）

請求日 令和4年9月8日

支払期限 令和4年9月22日

支払日 令和5年1月6日

支出額 2,722円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

物品を購入する際には、発注部課の業務主任者はセンター共通の予算差引簿に入力するとともに、業者から納品書及び請求書を徴取したうえで予算差引簿と突合するものとした。その際、業務管理者とダブルチェックを行い、不備等の発生を未然に防いでいく。

イ 契約

(ア) 契約の締結又は履行が適切でないもの

(内容)

契約保証金を正当な理由もなく徴取していないなど、保証金の徴取、免除又は還付の手続が適切でないもの

令和5年度東北農林専門職大学（仮称）入試問題作成業務委託

契約金額 17,608,800 円

要契約保証金 1,760,880 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

会計課からの指摘を受け、同様の事案が発生しないよう職場内で情報を共有し、事務処理誤りの未然防止につなげた。

契約保証金の免除適否に僅かでも疑義が生じた場合は、契約締結前に会計課へ確認を行う。

ウ 補助金

（ア）補助金等の交付事務が適切でないもの

（内容）

a 交付申請日から交付決定日までの期間が3箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

交付申請日 令和5年6月3日

交付決定日 令和5年9月25日

b 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの 39件

主な事例は以下のとおり

令和5年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金

交付申請日 令和5年7月14日

交付決定日 令和5年9月25日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

令和5年度の当該補助金事務において、交付申請日から交付決定日までに2箇月以上の期間を要することとなったが、その主たる要因は、補助金申請の受付期間を約2箇月と長期にしていたことであったため、令和6年度の当該補助金においては、受付期間を約1箇月に短縮する事務改善を行った。

併せて、交付申請を受け取った時点での交付決定までのスケジュールの確認と進捗管理を徹底し、迅速な事務処理に努めている。

<注意事項>

ア 支出

（ア）支払期限内に支払をしていないもの

（イ）支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの

イ 契約

（ア）物件購入単価契約書において、契約期間の記載がなく、別添仕様書が添付されていないもの

10 県土整備部（監査対象 14機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
管理課	実地	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
建設企画課	実地	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
県土利用政策課	実地	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
都市計画課	実地	令和6年8月22日	高橋委員	海老名委員
下水道課	実地	令和6年8月22日	奥山委員	松田委員
			高橋委員	海老名委員
道路整備課	実地	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
道路保全課	実地	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
河川課	実地	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
砂防・災害対策課	実地	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
空港港湾課	実地	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員
山形空港事務所	実地	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
庄内空港事務所	実地	令和5年11月15日	高橋委員	海老名委員
港湾事務所	実地	令和6年6月17日	奥山委員	松田委員
建築住宅課	実地	令和6年8月23日	高橋委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 契 約

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

電子入札システムの不具合により、入札執行機関の落札決定の取消しに繋がったもの

令和5年度（繰越）河川整備補助事業（防災安全・国補正）月光川旧川処理工事

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

各システムで不具合などミスに繋がるリスクが確認された場合には、不具合解消に注力するだけでなく、利用所属に対し早急に情報提供や注意喚起を行うよう徹底する。

課内における報告、連絡、相談の強化のため、毎週月曜日の朝礼後に課長・主幹・総括補佐とシステム担当補佐とで打合せを行い、システム運用状況を確認することとした。

イ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

a 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、返納を要するもの

令和5年6月支給分

既支給分（100分の50） 107,688 円

正支給額（100分の20） 43,075 円

要返納額 64,613 円

b 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの

令和5年12月支給分

既支給分（100分の90） 283,903 円

正支給額（100分の100） 315,448 円

要追給額 31,545 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

給与システムから出力されるチェックリストに記載の職員の算定にあたっては十分に確認を行う。

支給に係る算定方法の解釈については担当のみでなく、決裁する職員においても制度等根拠資料の確認を徹底する。その中で疑義が生じる場合には人事課に照会する等し、チェック体制を強化する。

<注意事項>

ア 収 入

(ア) 土地建物使用料について、使用期間5年分を一括徴収すべきところ、年度毎に分割して徴収しているもの

イ 契 約

(ア) 契約書を作成する必要があるにもかかわらず契約締結時に作成していないもの

11 会計局（監査対象 1 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
会計局	実地	令和6年9月2日	高橋委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>

12 村山総合支庁（監査対象 4 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
村山総合支庁総務企画部	実地	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
村山総合支庁保健福祉環境部	実地	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
村山総合支庁産業経済部	実地	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
村山総合支庁建設部	実地	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

生活保護費支給業務に関して、被保護者から収入申告書を受領していながら、その後の処理を適切に行わない、また、決裁を受けないまま保護費を算定して支給するなど、保護費の追給又は返納が必要なものを含む不適正な事務処理を行ったもの
123件 要追給額1,405,293円 要返納額4,728,346円

主な事例は以下のとおり

障害基礎年金及び障害厚生年金の認定誤り

要返納額 2,161,590円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

令和5年4月から、事務処理方法を一部見直し（受付処理簿、返還一覧表）、業務管理者等によるチェック体制を再徹底した。

業務を可視化できる抜本的な再発防止策として、新たな課内共通の様式を設け、令和5年11月頃から準備を進め、令和6年4月から本格的に運用している。

<注意事項>

ア 支 出

(ア) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

(イ) 支払期限内に支払をしていないもの

イ 契 約

(ア) 軽油引取税を二重に計上した金額で単価契約を行ったもの

ウ 入札事務が適切でないもの

(ア) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

エ 補助金

(ア) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

13 最上総合支庁（監査対象 4機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
最上総合支庁総務企画部	実地	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁保健福祉環境部	実地	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁産業経済部	実地	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
最上総合支庁建設部	実地	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員

<注意事項>

ア 収 入

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの

(イ) 納期限の設定が適切でないもの

イ 支 出

(ア) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

14 置賜総合支庁（監査対象 4機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
置賜総合支庁総務企画部	実地	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜総合支庁保健福祉環境部	実地	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜総合支庁産業経済部	実地	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
置賜総合支庁建設部	実地	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員

<注意事項>

ア 債 権

(ア) 時効が完成するなど所定の要件を満たしてから、半年以上不能欠損処分を行わないもので、1万円以上のもの

イ 補助金

(ア) 2割を超える減額に係る計画変更承認後に、変更交付申請がないにもかかわらず変更交付決定を行っているもの

(イ) 交付申請日から交付決定日までの期間が2箇月以上のもの

15 庄内総合支庁（監査対象 4 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
庄内総合支庁総務企画部	実地	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁保健福祉環境部	実地	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁産業経済部	実地	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員
庄内総合支庁建設部	実地	令和6年7月18日	奥山委員	松田委員

<指摘事項>

ア 予算

（ア）予算の計画的・効率的執行がなされていないもの

（内容）

配当替のあった予算全額を執行しなかったもの

職員公舎の火災報知器更新工事

配当替額 3,870,790円

配当替日 令和5年9月8日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

公文書を含め業務連絡は、基本的に所属メールへ送信してもらい、書面による回覧等により、業務管理者及び業務総括者が確認することとする。また、週に1度実施している係打合せを活用し、係員の業務の進捗状況や課題を把握し、係全体でサポートできる体制を整えることとし、組織として再発防止に努める。

イ 収入

（ア）収入の調定が適切でないもの

（内容）

調定額を誤った10万円以上のもの

令和5年度道路占用料

誤調定額 3,027,300円

正調定額 3,682,350円

差額 655,050円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

占用料算出調書を何年度単価なのか分かるように修正するとともに、占用料算出調書作成時（前年度）及び調定時（新年度）における道路担当者2名の二重確認を徹底し、再発防止に努める。

ウ その他

（ア）前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

（内容）

支出事務が適切でないもの

支払期限内に支払をせず、次年度予算から支出しているもの

定期刊行物年間購読料

請求書受理日 令和5年3月22日

支払期限 令和5年4月5日

支払日 令和5年6月27日

支出額 16,500 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

債権者に対しメールでの請求書の送付先を所属メールアドレスに対し行うよう依頼したほか、今後は、納品チェックシートに「請求書受理」及び「支出依頼」の欄を追加し、担当者・業務総括者が確認するようにチェック体制を見直し、再発防止に努める。

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

冷暖房機器保守点検管理業務委託料

検査日 令和5年9月30日

請求書受理日 令和5年12月15日

支払日 令和5年12月27日

支出額 207,240 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

従来のチェックシートに半期払いの契約内容も記載し、担当者のほか複数名で毎月定期的に確認することにより、支払い状況管理を徹底し、再発防止に努める。

＜注意事項＞

ア 支 出

(ア) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

(イ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

(ウ) 支払期限内に支払をしていないもの

イ 契 約

(ア) 入札事務等が適切でなく、入札開始後に入札を取り止めたもの

16 東京事務所（監査対象 1 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
東京事務所	実地	令和6年5月17日	高橋委員	海老名委員

＜指摘・注意事項なし＞

17 企業局（監査対象 6 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
企業局	実地	令和6年7月22日	奥山委員	松田委員
			高橋委員	海老名委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
村山電気水道事務所	実地	令和6年6月20日	高橋委員	海老名委員
最上電気水道事務所	書面	令和6年6月14日	高橋委員	海老名委員
置賜電気水道事務所	実地	令和6年7月17日	高橋委員	海老名委員
鶴岡電気水道事務所	書面	令和6年6月14日	高橋委員	海老名委員
酒田電気水道事務所	実地	令和6年6月17日	高橋委員	海老名委員

<指摘事項>

ア その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から2箇月を超えてしていないもの

令和5年度 朝日川水系発電所 道路除雪等業務委託(その1)

検査日 令和5年5月31日

請求書受理日 令和5年8月31日

支払日 令和5年9月20日

支出額 1,334,300円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

適切な支出事務を行うため、総務課(支払審査担当)において事務執行チェックシートを作成し、施設管理課(契約・業務管理担当)と共有することにより、確認体制の強化及び支払日程の見える化を図る。

<注意事項>

ア 契約

(ア) 建設工事請負契約において、工期の延長を行っているにもかかわらず、契約保証期間の変更手続きが行われていないもの

18 病院事業局 (監査対象 5機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
病院事業局	実地	令和6年7月22日	奥山委員	松田委員
			高橋委員	海老名委員
中央病院	実地	令和6年7月18日	高橋委員	海老名委員
新庄病院	実地	令和6年7月17日	奥山委員	松田委員
河北病院	実地	令和6年6月20日	高橋委員	海老名委員
こころの医療センター	実地	令和6年6月14日	奥山委員	松田委員

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

契約の締結又は履行が適切でないもの

機器賃貸借契約等において、契約書に必要事項（契約保証金）の記載がないもの
6件

主な事例は以下のとおり

内視鏡システム賃貸借

契約日 令和5年10月1日

契約単価（税抜） 3,145 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

契約相手方と契約日に契約保証金を免除したことについて覚書を交わした。

契約相手方から契約書様式が示された場合にも、原則、標準例に準拠した契約書を作成することとし、標準例によることができない場合においては、契約担当者及び審査担当者が契約書の内容を確認し、契約保証金の事項を記載するように求めることを徹底することとした。

令和6年度の審査担当職員について、会計局会計課主催の会計事務新任職員研修会に参加し、知識の向上を図った。

イ 収 入

（ア）収入事務が適切でないもの

（内容）

a 納入の通知が納入の通知をすべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 3件 合計1,062,821円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料（売店・自動販売機貸付料）

調定日 令和5年4月1日

納入通知をすべき日 令和5年4月1日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 417,228円

b 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 8件 合計285,826円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料（売店・自動販売機に係る光熱水費等）

調定日 令和5年4月30日

納入通知をすべき日 令和5年4月30日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 80,083円

c 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 9件 合計24,810円

主な事例は以下のとおり

行政財産使用料（洗濯設備に係る光熱水費等）

調定日 令和5年4月30日

納入通知をすべき日 令和5年4月30日

納入通知発行日 令和5年7月24日

調定額 5,347円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

許可担当者及び収入調定担当者において、事務執行チェックリストを作成し、進捗状況を随時確認するとともに、さらに双方担当者間の情報共有を図り、進捗管理を徹底することとした。

ウ 契 約

(ア) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消及び再入札を行ったもの

山形県病院事業局勤務管理システム用パソコンの調達

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

入札補助者として経理事務担当職員を最低1名充てることとしたほか、入札事務誤りが発生しやすいと考えられる事項やチェック項目等を追記した病院事業局独自の入札執行手順、入札執行者及び入札補助者が入札執行の各段階において確認すべき事項をリスト化した病院事業局独自のチェックリスト、「税抜」「税込」を書面上明示し入札書と比較すべき金額を目立つ表記とした予定価格書の標準例を定めた。

<注意事項>

ア 収 入

(ア) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支 出

(ア) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

ウ 契 約

(ア) 業務委託契約において、債務の履行確認が不十分なもの

19 県議会 (監査対象 1機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
議会事務局	実地	令和6年9月2日	松田委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>

20 教育委員会 (監査対象 74機関)

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
教育政策課	実地	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
教職員課	実地	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
生涯教育・学習振興課	実地	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
義務教育課	実地	令和6年9月3日	松田委員	—
特別支援教育課	実地	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
高校教育課	実地	令和6年9月2日	奥山委員	松田委員
福利厚生課	実地	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
学校体育保健課	実地	令和6年8月30日	奥山委員	松田委員
図書館	書面	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
教育センター	書面	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
青年の家	書面	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
朝日少年自然の家	実地	令和6年2月8日	海老名委員	—
金峰少年自然の家	実地	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
飯豊少年自然の家	書面	令和5年12月20日	松田委員	—
神室少年自然の家	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
村山教育事務所	実地	令和6年2月8日	松田委員	—
最上教育事務所	実地	令和5年12月1日	高橋委員	海老名委員
置賜教育事務所	実地	令和5年12月11日	松田委員	—
庄内教育事務所	実地	令和5年11月16日	高橋委員	海老名委員
東桜学館中学校	書面	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
山形東高等学校	実地	令和6年1月31日	松田委員	—
山形南高等学校	書面	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
山形西高等学校	書面	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
山形北高等学校	書面	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
山形工業高等学校	実地	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
山形中央高等学校	実地	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
霞城学園高等学校	書面	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
上山明新館高等学校	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
天童高等学校	書面	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
山辺高等学校	書面	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
寒河江高等学校	書面	令和6年1月19日	奥山委員	松田委員
寒河江工業高等学校	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
谷地高等学校	書面	令和6年2月27日	奥山委員	松田委員
左沢高等学校	書面	令和6年2月27日	高橋委員	海老名委員
村山産業高等学校	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
東桜学館高等学校	書面	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
北村山高等学校	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
新庄北高等学校	実地	令和5年12月1日	奥山委員	松田委員
新庄南高等学校	実地	令和5年12月1日	奥山委員	松田委員
新庄神室産業高等学校	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
米沢興譲館高等学校	実地	令和5年12月11日	松田委員	—
米沢東高等学校	実地	令和6年1月24日	奥山委員	松田委員
米沢工業高等学校	実地	令和5年12月11日	松田委員	—
米沢商業高等学校	書面	令和5年12月6日	奥山委員	松田委員
置賜農業高等学校	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
南陽高等学校	書面	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
高畠高等学校	実地	令和6年1月24日	高橋委員	海老名委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
長井高等学校	書面	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
長井工業高等学校	実地	令和6年1月24日	高橋委員	海老名委員
荒砥高等学校	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
小国高等学校	実地	令和5年12月20日	松田委員	—
鶴岡南高等学校	書面	令和5年12月20日	海老名委員	—
鶴岡北高等学校	書面	令和5年12月20日	松田委員	—
鶴岡工業高等学校	実地	令和5年11月15日	奥山委員	松田委員
鶴岡中央高等学校	実地	令和5年12月20日	海老名委員	—
加茂水産高等学校	実地	令和5年11月16日	高橋委員	海老名委員
庄内農業高等学校	書面	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
庄内総合高等学校	実地	令和5年11月15日	奥山委員	松田委員
酒田東高等学校	書面	令和5年11月28日	高橋委員	海老名委員
酒田西高等学校	実地	令和5年11月16日	奥山委員	松田委員
酒田光陵高等学校	実地	令和5年11月16日	奥山委員	松田委員
遊佐高等学校	実地	令和5年12月20日	海老名委員	—
山形聾学校	実地	令和6年2月8日	松田委員	—
山形養護学校	実地	令和6年2月8日	海老名委員	—
村山特別支援学校	実地	令和6年2月7日	奥山委員	松田委員
山形盲学校	書面	令和6年1月19日	高橋委員	海老名委員
ゆきわり養護学校	実地	令和6年3月4日	松田委員	—
上山高等養護学校	書面	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
楯岡特別支援学校	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
新庄養護学校	実地	令和5年12月1日	奥山委員	松田委員
米沢養護学校	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
鶴岡養護学校	書面	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
鶴岡高等養護学校	書面	令和5年12月20日	松田委員	—
酒田特別支援学校	実地	令和5年12月20日	松田委員	—

<指摘事項>

ア 事務事業

(ア) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

前年度会計の監査で指摘、注意された事項について、同様の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

a 支払期限から3箇月を超えて支払をしていないもの

新聞購読料 令和4年10月分から12月分まで

請求書受理日 令和5年1月11日

支払期限 令和5年1月25日

支払日 令和5年5月30日

支出額 22,200 円

- b 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から4箇月を超えてしていないもの

新聞購読料 令和4年10月分から12月分まで

検査日 令和4年12月31日

請求書受理日 令和5年5月22日

支払日 令和5年5月29日

支出額 30,900 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

支払遅延が生じないように、請求書の受付を事務長が行い、担当者に業務執行を促すとともに、定期支出事務チェックシートの作成・運用により、適切な支出事務の確保を図る。

業務に疑義が生じた場合は、審査機関への問い合わせ・確認を徹底する。また、支払遅延防止のための打合せや声掛け等を実施するとともに、内部統制評価シートの活用により、適正な事務の執行を図る。

- (イ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で旅費支給手続の遅延が繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 62 件

2箇月超 78 件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費事務の進捗状況に関するチェックシートによる管理を徹底するとともに、毎月の職員会議で、旅行者の早期復命に関して指導を徹底するなど、執行管理体制の改善を図る。

- (ウ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で諸手当の支給誤りが発生するなど、内部けん制が的確に機能していないもの

- a 勤勉手当について、期間率の算定誤りにより返納を要するもの

令和5年6月支給分

既支給額 (100 分の 80) 337,385 円

正支給額 (100 分の 70) 295,212 円

要返納額 42,173 円

- b 通勤手当について、育児休業から復職しているにもかかわらず支給していないため追給を要するもの

令和5年6月から令和5年11月支給分

既支給額 0 円

正支給額 15,000 円

要支給額 15,000 円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

手当関係のチェックリストを再確認し、ミスの起きやすい内容を共有するとともに、事例の少ない内容は制度所管課への確認を徹底することにより、適正な事務の執行に努める。

教職員に対しては、手当の届出が必要となる事実が発生した場合に速やかに連絡するよう、職員会議で周知し、手続き漏れ等の防止を図る。

(エ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

学校徴収金について、多額の残金が発生したにもかかわらず、内部けん制が的確に機能せず、児童生徒等へ返金しないまま次年度予算として執行するなど、事務処理が適切でないもの 2件 合計787,456円

主な事例は以下のとおり

令和4年度給食費会計

要返金額 645,239円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

学校徴収金について、職員会議等で管理職から公金等管理要領等に基づく適正管理の周知、指導を徹底するとともに、管理職による出納簿等の定期的なチェックを確実にすることにより、適正な事務の執行を図る。

(オ) 執行管理体制が適切でないもの

(内容)

3年連続で手当関係の誤りが繰り返されるなど、内部けん制が的確に機能していないもの

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 2件 合計64,620円

主な事例は以下のとおり

令和5年6月支給分

既支給額（100分の70） 226,175円

正支給額（100分の80） 258,485円

要追給額 32,310円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

期末手当及び勤勉手当の期間率決定に関するチェックリストを新たに作成するとともに、複数職員による給与関係規程や通知、算定基礎となる資料の確認を徹底する。また、給与主管課等と連携しながら、適正な事務執行を確保する。

イ 支出

(ア) 支出事務が適切でないもの

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査が完了した日から4箇月を超えてしていないもの

複写機の賃借料

完了日 令和5年3月28日

請求書受理日 令和5年7月24日

支払日 令和5年8月7日

支払額 67,100円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

機器使用に係る支払について、毎月の定例的な支出管理のために作成している一覧表に当該支出を追加して管理するとともに、機器を使用する担当と庶務担当相互に支払処理がなされたことの確認を徹底し、支払漏れを防止する。

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの

一般需用費（令和6年度山形県立中学入学者選抜実施要領）

請求書受理日 令和5年9月12日

誤った支払先への支払日 令和5年9月26日

誤った支払先からの戻入日 令和5年10月11日

正しい債権者への支払日 令和5年10月6日

支出額 374,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

チェックシートによる確認や、事務担当者及び業務管理者によるダブルチェックを徹底し、支払先誤りを防止する。

(ウ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から4箇月を超えてしていないもの 17件

主な事例は以下のとおり

申請書受付日 令和5年7月10日

支払日 令和5年11月29日

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

奨学のための給付金の支払いについて、全員の書類が揃ってから処理するのではなく、書類の整った申請者から順次支払手続を進めることにより、速やかな支払いを行う。

(エ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

正当な理由もなく、旅行の最終日から3箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

3箇月超 38件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費の支給について、複数職員による「旅行命令受付簿」の確認を徹底するとともに、事務室内で共有することで、確実に進捗管理を行う体制とする。併せて、管理職が早期復命等の指導を徹底することにより、支出の遅延防止を図る。

(オ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 10件 合計86,000円

主な事例は以下のとおり

産業現場等における実習委託

請求日 令和4年11月24日

支払期限 令和4年12月8日

支払日 令和5年4月28日

支出額 13,000円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

支出に関する管理表を事務室内で共有することで、事務処理状況等を複数職員で確認できるようにし、必要に応じて管理職が声がけを行う等により、組織として迅速な事務処理を図る。

ウ その他

(ア) 前年度会計の監査において指摘、注意又はそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

支出事務が適切でないもの

正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

2箇月超 35件

3箇月超 18件

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

旅費支給に係る独自の「進捗チェック表」を作成し、旅費関係事務担当者が、処理が遅延している職員に早期処理を促す。

併せて、毎週の課長会議で旅費支払遅延防止の徹底を促し、各課長が各職員に毎週注意喚起を行うとともに、財務システムのメール機能を利用し、決裁者への催告を行うことにより、支出の遅延防止を図る。

(イ) 前年度会計の監査において指摘、注意またはそれら以外の指導をした事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

収入の調定が適切でないもの

a 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの 2件
合計22,667円

主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（共同艇庫の自動販売機の7月分光熱水費）

調定すべき日 令和4年8月3日

調定日 令和5年1月4日

調定額 11,484円

b 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 5件
合計35,472円

主な事例は以下のとおり

土地建物貸付収入（共同艇庫の自動販売機の4月分光熱水費）

調定すべき日 令和4年5月6日

調定日 令和5年1月4日

調定額 5,202円

【対象機関において監査結果に基づき講じた措置の内容】

前年度の収入調定管理表による改善に関して、定例的な収入調定だけでなく、数年おきに生じる財産管理による収入調定についても、漏れないよう収入調定管理表に確

実に記載するとともに、担当者と管理職の引継書に要注意特記事項として記載し、再発防止の徹底を図る。

<注意事項>

ア 収 入

(ア) 調定額を誤った1万円以上のもの

イ 支 出

(ア) 支払の遅延等により、延滞金、遅収加算金等を発生させたもの

(イ) 奨学のための給付金の支払について、申請書の受付から3箇月を超えてしていないもの

(ウ) 支払期限内に支払をしていないもの

(エ) 正当な理由もなく、旅行の最終日から2箇月を超えて遅延している旅費の支給が相当数あるもの

(オ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

(カ) 赴任旅費について、算定を誤り、追給を要するもの

ウ 契 約

(ア) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続きが行われていないもの

(イ) 業務委託契約書の契約金額を総額により伺っているにもかかわらず、単価により算出する契約書としているもの

(ウ) 長期継続契約に係る契約金額について、誤った金額で契約書に記載しているもの

エ 補助金

(ア) 交付申請者に対し、額の確定を行っていないもの

21 警察本部（監査対象 15機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
警察本部	実地	令和6年9月2日	奥山委員	松田委員
山形警察署	実地	令和6年2月8日	海老名委員	—
上山警察署	書面	令和6年3月14日	高橋委員	海老名委員
天童警察署	実地	令和6年2月7日	高橋委員	海老名委員
寒河江警察署	書面	令和6年3月14日	奥山委員	松田委員
村山警察署	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員
尾花沢警察署	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
新庄警察署	書面	令和6年1月10日	奥山委員	松田委員
庄内警察署	書面	令和5年11月28日	奥山委員	松田委員
酒田警察署	書面	令和5年12月20日	松田委員	—
鶴岡警察署	実地	令和5年11月15日	奥山委員	松田委員
長井警察署	書面	令和5年12月6日	高橋委員	海老名委員
小国警察署	書面	令和5年12月6日	奥山委員	松田委員

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
南陽警察署	書面	令和5年12月20日	海老名委員	—
米沢警察署	書面	令和6年1月10日	高橋委員	海老名委員

<注意事項>

ア 収 入

(ア) 納入の通知が通知すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のもの

イ 支 出

(ア) 支出額を誤ったもので1万円以上のもの

(イ) 報酬、給料、諸手当、報償費若しくは旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの

ウ 財 産

(ア) 財産台帳の記載が著しく滞っているもの

22 その他委員会等（監査対象 3 機関）

対象機関	実施方法	監査年月日	担当監査委員	
監査委員事務局	実地	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
人事委員会事務局	実地	令和6年8月30日	高橋委員	海老名委員
労働委員会事務局	実地	令和6年9月2日	高橋委員	海老名委員

<指摘・注意事項なし>